

国民年金の手続きはお済みですか？ ～会社を退職された方へ～

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている夫または妻も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

◇**保険料額**（定額）：月額 16,490円（平成29年度）

保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

国保年金課で手続きしてください。



退職（失業）の場合のメリット

通常の免除申請は、申請者本人、申請者の夫または妻、世帯主の所得が審査対象になりますが、退職時の免除申請は、**退職された方の所得が審査の対象から除かれます。**

◇手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

◇**問い合わせ** 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

～戦没者等のご遺族の皆様へ～

「第十回特別弔慰金」を請求されていない方はお急ぎください

前回受給されていた方が平成27年3月31日以前に死亡されていても、同順位の方や、後順位の方が受給できる場合があります。

お心あたりのある方は、国保年金課 年金係までご相談ください。

◇対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◇**支給内容** 額面25万円（5年償還の記名国債）

◇**請求窓口・問い合わせ** 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

請求期限

平成30年4月2日まで

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、請求期限内にご請求ください。

